

合併公告

2025年1月24日

債権者 各位

広島市西区中広町一丁目3番17号
広島スバル株式会社
代表取締役社長 石川 篤

当社（以下「甲」という。）と山陰スバル株式会社（住所：鳥取県米子市熊党330番地3）（以下「乙」という。）、岡山スバル自動車株式会社（住所：岡山市北区久米333番地1）（以下「丙」という。）、山口スバル株式会社（住所：山口市朝田1049番地1）（以下「丁」という。）、東四国スバル株式会社（住所：香川県高松市木太町2683番地）（以下「戊」という。）および四国スバル株式会社（住所：愛媛県松山市高岡町463番地の1）（以下「己」という。）は、合併して、甲は乙、丙、丁、戊および己の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊および己は解散することとしました。

本合併の効力発生日は、2025年4月1日であり、甲は会社法第796条第2項、乙、丙、丁、戊および己は同第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出ください。

なお、甲、乙、丙、丁、戊および己の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) <https://www.hiroshima-subaru.co.jp/announcement>
- (乙) <https://www.sanin-subaru.co.jp/announcement>
- (丙) <https://www.okayama-subaru.co.jp/announcement>
- (丁) <https://www.yamaguchi-subaru.co.jp/announcement>
- (戊) <https://www.higashishikoku-subaru.co.jp/announcement>
- (己) <https://www.shikoku-subaru.co.jp/announcement>

以上